

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2019年10月の相談状況

「解決は人手不足・従業員の定着率改善を相談することから」

1. 2019年10月相談概況

年 月 \ 項 目	相談者（人）	相談件数（件）	一人当たり相談件数（件）
2019年10月	95人	144件	1.52件
2019年 9月	75人	108件	1.44件
2018年10月	81人	119件	1.47件

- (1) 相談者の状況 資料-1 「2019年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
資料-2 「2019年10月 相談件数 (雇用形態別)」
資料-3 「2019年10月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」
資料-4 「2019年10月 相談件数 (業種別)」

【雇用形態別 相談者数・相談件数・1人当たり相談件数】

	男									
	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他	
人数	53	4	2	7	0	0	0	1	0	
件数	59	8	3	9	0	0	0	1	0	
計	1.51	2.00	1.50	1.29	0	0	0	1.00	0	

	女									
	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他	
人数	14	5	15	1	0	3	4	0	0	
件数	25	7	20	2	0	5	5	0	0	
計	1.79	1.40	1.33	2.00	0	1.67	1.25	0	0	

	男女									
	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他	
人数	53	9	17	8	0	3	4	1	0	
件数	84	15	23	11	0	5	5	1	0	
計	1.58	1.67	1.35	1.38	0	1.67	1.25	1.00	0	

- ① 10月の相談者数は雇用形態別では正社員が（「社員」と同意、以下同じ）53人と全体の約56%、期限付き雇用契約社員（「契約、パート、臨時・アルバイト、嘱託、季節、派遣」の総称、以下同じ）は42人で約44%の分布となりました。男性相談者では正社員が73%強を占めるのに対し、女性相談者は約67%を期限付

き雇用契約者が占めています。

② 相談件数では正社員の相談件数が 84 件と全体の 58%強に達し、今季の最高値にあり、女性正社員の相談件数も 25 件（一人当たり 1.79 件）と高数値に達しています。女性パートタイマーの相談件数は 20 件に達し相談者数の 15 人と共に高い数値を示していますが、パートタイマー、臨時・アルバイト及び派遣の短時間・短期間の 3 雇用形態の合計は相談者数 29 人・相談件数 39 件（一人当たり 1.34 件）にとどまり、長時間・長期間の雇用契約労働者に比べ状況は緩衝化しています。

③ 業種別相談状況では「医療・福祉・医薬品業」（26 人・45 件）、「卸・小売・飲食店」（24 人・32 件）及び「その他サービス業」（21 人・33 件）からの相談が多く、以下の表のとおり相談者数・相談件数共に全体の 7 割強を占めています。

【業種別・雇用形態別 相談者数／業種別相談件数】

	相談 人数計	社員	契約	パート	アル バイト	嘱託	季節	派遣	その他	相談 件数	1人/ 件数
A 農林漁業・協同組合											
B 食品加工業											
C 鉱業											
D 建設・設計・重機業	7	4		1			1		1	10	1.43
E 製造業	3	1		1	1					4	1.33
F エネルギー・水道業											
G 通信・報道・IT 業	3	3								5	1.67
H 交通業											
I 陸運・倉庫業	3	2		1						3	1.00
J 卸・小売業・飲食店	24	8	1	8	6			1		32	1.33
K 商品斡旋・リース業											
L 金融・保険・不動産業	4	3	1							8	2.00
M 医療・福祉・医薬品業	26	18	5	2				1		45	1.73
N ビル管理・警備業	1	1								1	1.00
O 労働者派遣業											
P 教育・学校業	1		1							1	1.00
Q 会計・行政・法律事務所											
R その他サービス業	21	11	1	4	1		2	2		33	1.57
S 公務・公共サービス											
T 分類不能・その他	2	2								2	1.00
合計	95	53	9	17	8		3	4	1	144	1.52

1) 「医療・福祉・医薬品業」は 26 人 45 件（1 人当たり 1.73 件）と相談数値が飛びぬけています。「労働組合関係」を除く全ての項目に相談が分布し、

就業規則の不利益変更を内容とする「労働契約関係」、賃金の不利益な取り扱いを中心とする「賃金関係」及び労働時間・休日の管理不手際を内容とする「労働時間関係」が6割強を占めています。

また、職場内の苛め・パワハラに関する相談では入職間もない職員への過剰な指導が目立ち、人手不足への「対応下手」を伺わせます。

- 2) 「卸・小売・飲食店」は相談者24人（相談件数32件）と相談者では高い数値を示しています。「退職関係」を除く全ての項目に相談が分布し、「賃金関係」、「労働契約関係」及び「労働時間関係」に相談が集中しています。

「賃金関係」には最低賃金違反の相談が3件含まれていて、雇用契約内容を事業主が遵守しない・法定以下であるという状況も相談対象となっています。職場の労務管理の公正化が求められます。

- 3) 「その他サービス業」ではクリーニング業、アミューズメント施設、リサイクル・レンタル業の職場及び総合印刷業の労働者から相談が寄せられ、「労働安全衛生関係」を除く全ての項目に相談が分布しています。「労働契約関係」・「雇用契約関係」に相談が集中し、深刻な解雇問題も寄せられています。ただ、労働組合結成相談も含まれていて事態解決に労働組合の機能を選択するという好事例も見られます。

- (4) 相談項目について 資料-2 「2019年10月 相談件数 (雇用形態別)」
 資料-4 「2019年10月 相談件数 (業種別)」
 資料-5 「2019年・月別集計 相談件数 (相談項目別)」

寄せられた相談項目は次のとおりです。

「賃金関係」	33件 (不払残業・割増未払13件 その他賃金8件 一時金諸手当4件 最低賃金4件 月例賃金未払・控除3件 賃下げ1件)
「労働時間関係」	28件 (年次有給休暇17件 休日・休暇5件 週40時間・長時間労働3件 その他労働時間3件)
「労働契約関係」	27件 (就業規則・雇用契約20件 配転・出向・転籍2件 その他契約5件)
「雇用関係」	14件 (解雇・退職強要・契約打切9件 その他雇用3件 合理化・閉鎖・ 倒産問題1件 解雇予告手当1件)
「差別等」	14件 (嫌がらせ・パワハラ12件 その他差別2件)
「保険・税」	10件 (健保・年金4件 雇用・労災3件 税金問題2件 その他保険・税1件)
「退職関係」	5件 (退職金・退職手続3件 その他退職2件)
「その他」	5件 (経営問題・労務管理1件 上記以外の相談4件)
「労働安全衛生」	3件 (その他安全衛生1件 PTSD1件 労働災害1件)
「労働組合関係」	5件 (結成・運営・加盟4件 労使関係1件)
相談件数合計	144件

「賃金関係」、「労働時間関係」、「労働契約関係」、「雇用関係」及び「差別等」の相談が全相談件数の約8割(116件)を占めました。「賃金関係」と「労働時間関係」は今年最多の件数であり正社員に相談が集中しています。「労働契約関係」では就業規則・雇用契約に関する相談に特化して「賃金関係」と「労働時間関係」の相談の根拠となっています。

「雇用関係」では解雇(雇い止め)・退職強要の相談が正社員男性に多く見られます。「差別等」の相談は今年最多の相談件数に達していても正社員男性に対する嫌がらせ・パワハラは半数に達しています。これらの相談が多く寄せられる業種は人手不足が顕著である「医療福祉」と「小売り・飲食店」に特化しています。

また、「その他サービス業」では半数が期限付き雇用契約者からの相談で占められていますが、相談件数33件の内訳をみると「労働契約関係」と「雇用関係」が他の業種に比べて高くなっています。長時間営業を少人数スタッフで賄う職場からの相談によるものです。

(3) 相談内容の違法状況について

資料-6	2019年10月	違法件数(相談項目・雇用形態別)
資料-7	2019年	月別集計 違法件数(相談項目別)
資料-8	2019年10月	違法件数(業種別)

95人から寄せられた144件の相談中、違法と判断される項目は72件となっています。違法率は50.0%です。

【項目別違法件数の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金関係	18件	54.5%	33件
労働時間関係	14件	50.0%	28件
雇用関係	12件	85.7%	14件
労働契約関係	11件	40.7%	27件
差別等	6件	42.9%	14件
保険・税関係	4件	40.0%	10件
退職関係	4件	80.0%	5件
安全衛生	2件	66.7%	3件
その他(経営問題・労務管理)	1件	20.0%	5件
労働組合関係	0件	00.0%	5件
総数	72件	50.0%	144件

違反件数は今期2番目、違法率は今期3番目の高数値になっています。72件中47件は正社員・内36件は男性からの相談であり、正社員男性の被害が顕著です。違反項目は労働組合関係以外の全項目に見られ、特に「賃金関係」、「労働時間関係」、「雇用関係」

係」及「労働契約関係」に集中しています（76.3%）。雇用形態では正社員相談の違反件数が47件（65.2%）と高く特に正社員男性の36件が目立ちます。期限付き雇用契約者からの相談の中、「年次有給休暇」と「嫌がらせ・パワハラ」の項目は高い数値を示しています。業種別の考察では「医療・福祉・医薬品業」（25件）、「卸・小売・飲食店」（17件）及び「その他サービス業」（12件）が高い数値を示しています。特に「医療・福祉・医薬品業」及び「卸・小売・飲食店」は違反率が50%を大きく超えています。違反内容では賃金関係（不払残業等）、労働時間関係（休日・休憩）及び労働契約関係（就業規則・雇用契約等）が目立ちます。

2. 2019年10月の雇用情勢

10月の相談内容では人手不足・求人難の業種・職場からの相談が多く寄せられています。中でも「医療・福祉・医薬品業」の中の「介護関係」及び「卸・小売・飲食店」の中の「飲食店関係」では違反率の高さも含めて相談の多い業種・職場の「常連」と言えるほど「ブラック」な印象が「浸透」しています。

「介護福祉」及び「飲食サービス」事業の状況は、道央圏、取り分け札幌市内では利用者の増加が著しく、人手不足と全く正反対の活況を呈しています。少子高齢世帯の急激な増加や自治体と一体となった観光産業推進策を背景とし内外からの利用者や観光客の急増が背景にあります。このような活況に対して、事業者によっては、当面の間を従業員一人一人の負荷を増やす方向で乗り切ろうとするものの、従業員の意思確認を怠り強行するケースも見られます。相談としては「就業規則」の一方的不利益変更、「雇用契約」内容の不利益変更強要、「賃金不払い」、「休日・休暇」の不利益変更及び「パワハラ」・「嫌がらせ」の項目として寄せられています。

このような相談が発生する事業場の責任者からは「人手不足なのでしょうがない」、「求人募集はするが応募が無い、採用するまで我慢」及び「少しの辛抱だから」という言葉が出ています。いずれも真剣に解決策を考えるという姿勢ではなく、「やり過ごす」という姿勢です。

何故、応募者が来ないのか、と同時に「何故従業員が退職していくのか?」「定着率が悪いのか?」ということ、様々な場で発言して考える・アドバイスを受け入れるという考え方にシフトしない限り、この状況は続きます。所管行政が悲鳴を上げるくらい、列をなして相談するという気持ちがあれば改善は遠いと言えます。

以 上